

○重徳和彦君 日本維新の会の重徳和彦です。

日本の食、とりわけ酒類、すなわち、お酒の振興に関する行政の問題点について指摘をしたいと思います。

今回の法案は、これまで、農水省のJAS法、厚生労働省の食品衛生法、健康増進法と、三つの法律でばらばらに規定されていた食品表示の仕組みを、包括的かつ一元的な仕組みとし、消費者が商品を選ぶ際にわかりやすい制度を目指すものとして、一定の評価をいたしております。

しかしながら、よくよく法案を見ると、条文の至るところに、農水省、厚生労働省のほかに、財務省の事務権限の規定が登場します。これはひとえに、酒類、すなわち、お酒に関する所管が財務省にあることによるものです。

お酒を所管するのが酒税法を所管する財務省であることは、知る人ぞ知る事実であり、行政の世界では、ある意味、常識化している面もあります。それは承知しております。

しかしながら、お酒は、単なる課税対象として捉えるより、日本人の食生活や、ビジネス、社会、文化に深く根づいた、極めて多面的な重要性を有する食品であることは言うまでもないことであって、税を所管する財務省が所管するのが最も合理的とは思えません。

私は、これまで、酒どころ青森県、山形県、広島県、そして地元愛知県で暮らし、各地でおいしい地酒に親しんできました。

青森には、田酒、菊駒、山形には、出羽桜、初孫、広島には、酔心、賀茂鶴、私の地元にも、長誉、尊皇、孝の司など、全国津々浦々に、郷土の誇り、地域ブランドである銘酒が数多くあることは、この本会議場にいらっしゃる議員の皆様には知らない方は一人もいらっしゃらないはずで

す。お酒は、古来より、人々のコミュニケーションに欠かせないものであり、また、我が国では神事や儀式にも欠かせないものとして、日本人の心のよりどころでもあります。

キャベツやニンジンがどこの産地か関心がない方でも、日本酒を飲むときに、どこの地域のどこの酒蔵でつくられたものか、無関心な方は少ないと思います。

日本酒や焼酎に限らず、ビールやワインについても、地ビールや御当地ワインなど、地域活性化の起爆剤として、農商工連携の目玉商品として開発される

ことも少なくありません。

また、海外におけるすしブームや健康食など日本の食の進出に伴って、日本酒は、日本のソフトパワーとしても重要な戦略商品です。お酒を担当する省庁は、こうした戦略性を含めた総合的な政策を打ち出せる省庁とすべきです。

一方、地元の蔵元の方から話を聞いたところ、今問題となっていることとして、国の減反政策による米の生産調整により、酒づくりに使用される酒米までが生産されなくなり、仕入れが困難になっているとの話もあります。減反政策が、どこの蔵元のどの銘柄の酒米の確保を困難にさせているのか、財務省がきちんと把握し、農水省と連携して、日本酒の生産に支障を来さないように努力されているのでしょうか。

また、日本酒を製造する酒蔵の数は、農村地域の過疎化、高齢化など地域コミュニティの衰退に伴って、近年、急激に減少しております。このことは、お酒を愛好する方だけでなく、酒蔵の存在を地域のシンボルとして誇りに思う多くの方々にとって、ふるさとの風景を変えていってしまう、非常に悲しむべき事態だと思います。

さらに別の視点から見ると、お酒は、生産や消費がふえさえすればよいというものではなく、酒にまつわる社会問題は、飲酒運転による悲惨な死傷事故は言うまでもなく、飲酒の上でのさまざまなトラブルや未成年飲酒の問題など、多岐にわたります。

お酒については、以上のとおり、さまざまな面において重要な行政課題であり、各省庁が連携して取り組むべきですが、その主務官庁が、現行では、国税庁の課税部酒税課であり、お酒の生産、流通、消費、さらには海外戦略に至るまで担当しているそうです。国税庁において現に担当されている職員の皆様方は、その持ち場で真剣に仕事に取り組んでおられるものと、心から敬意を表する次第ではあります。

しかし、財務省がお酒を所管していることについては、戦費調達のために酒税を徴収した歴史的背景があり、税の中でも少し特殊な位置に置かれていることは一応理解できたとしても、これまで述べた社会、経済、文化的な背景を考えると、やはり、食品全般または地域活性化や食文化を担当する省庁が戦略を持って政策立案、実行すべきと考えます。

お酒に税がかかるから財務省が所管するというのであれば、自動車税のかかる自動車産業も財務省の所管となるというロジックになってしまいます。

今回の条文を読むと、財務大臣の所掌事務が頻繁に登場します。

本法案第四条から十五条あたりまで、農林水産大臣の事務権限についての規定に続いて、お酒の担当についてだけ、財務大臣の事務権限として繰り返して定められているのです。この事務を農林水産大臣に一元化すれば、条文の量も半分になります。そして、単に条文の量の問題ではなく、実際の事務執行の非効率性、行革の観点から、所管省庁を見直す必要があるのではないかと考えます。

そこで、酒類はなぜ財務省が所管するのか、改めて財務大臣にお伺いいたします。

また、日本の重要な食文化としての日本酒の振興に当たり、財務省としてどのような取り組みをしてきたのか、減反による酒米確保の問題を含め、お伺いをいたします。

そして、日本酒の消費量が減り、酒蔵が急激に減少している現状を見て、今までの取り組みは十分だったと思うか、財務大臣にお伺いをいたします。

さらに、地方分権の観点からも問題点を指摘したいと思います。

法第十五条によると、お酒以外の食品に関する農林水産大臣の事務権限は、都道府県知事が行うこととすることができ、地域の実情や県の施策とあわせて総合的に仕事ができる仕組みとなっていますが、お酒に関する財務大臣の事務権限については、都道府県知事が行うこととすることができない規定がありません。地域におけるお酒に関する事務権限は、国税庁の出先機関である地方支分部局の長に委ねることとされているのみです。

地方分権の時代にあって、地域の仕事は都道府県など地方自治体が行うこととするのが原則と考えますが、財務大臣の権限はなぜ知事に委ねることができないのか、財務大臣にお尋ねをいたします。

こういう質問を財務省の役人の皆さんに尋ねても、現状を肯定し、正当化する答弁しか出てこないんです。

日本維新の会の石原慎太郎代表は、常々、役人の仕事は継続性と一貫性だが、政治家の力量が問われるのは、これを打破する発想力だと言っております。

財務省がお酒を所管しなければ、財務省の職員は、権限や仕事が減って、困るかもしれません。しかし、こうした省益レベルを超えた議論ができるのが政治家です。ぜひとも、山口副大臣には、政治家として、大所高所の観点から、継続性と一貫性のみにとらわれない、改革マインドあふれる御答弁を期待いたします。

○副大臣（山口俊一君） それでは、お許しをいただきまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

財務省が酒類業を所管する理由というふうなお尋ねがございました。

もう御案内のとおりでございまして、財務省設置法の十九条におきまして、財務省の外局であります国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、これに加えまして、酒類業の健全な発達が掲げられております。

この酒類業の健全な発達という国税庁の任務につきましては、酒類が実は高率の酒税を負担しておるいわゆる財政物資であり、酒類業の発達が酒税の保全と関連性を非常に高く有するというふうなことから、酒類業を産業として所管しておるというふうなものでございます。

また、日本酒の振興のための取り組み等についてのお尋ねもございました。

それぞれ消費の方で御努力はいただいておりますが、いかんせん、国民のライフスタイルの多様化などによって、近年、日本酒の消費量及び清酒の製造業者の数が減少傾向になっております。中小企業が大多数を占める清酒の製造業者の経営を取り巻く環境は、非常に厳しいというふうなものでございます。

国税庁としましても、経営の革新のための取り組みの紹介あるいは経営革新計画等の作成支援等を通じまして、酒類業界の活性化のほか、酒類に含まれる、これは三・一一以降でございまして、放射性物質の分析等によりまして、酒類の品質、安全性の確保、醸造技術の研究開発などに取り組んでおります。

また、酒米についてもお話がございました。

これも、より安定的な確保がなされるように、農林水産省ともしっかりと連携をして、酒類業者に対するより一層の情報提供に取り組む等の対応をしてみたいと考えております。

さらに、関係府省とも連携をして、日本酒を初めとする日本産酒類の輸出環境の整備も図っておりまして、引き続き、酒類業の健全な発達に総合的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございまして。

三点目に、権限の委任等についての御質問がございました。

これは、食品表示法案におけます酒類に関する事務は、国税である酒税の保全及び酒類業の発達等に関する事務の一環でありますことから、国が行うべきものであり、そして、国税庁が行うというふうなことにしております。

したがって、食品表示法案におきましては、酒類に関する財務大臣の権

限は、国税庁長官を通じて国税庁の地方支分部局の長に委任をすることができるというふうなことにしております、都道府県知事等への権限の委任はなじまないのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。(拍手)